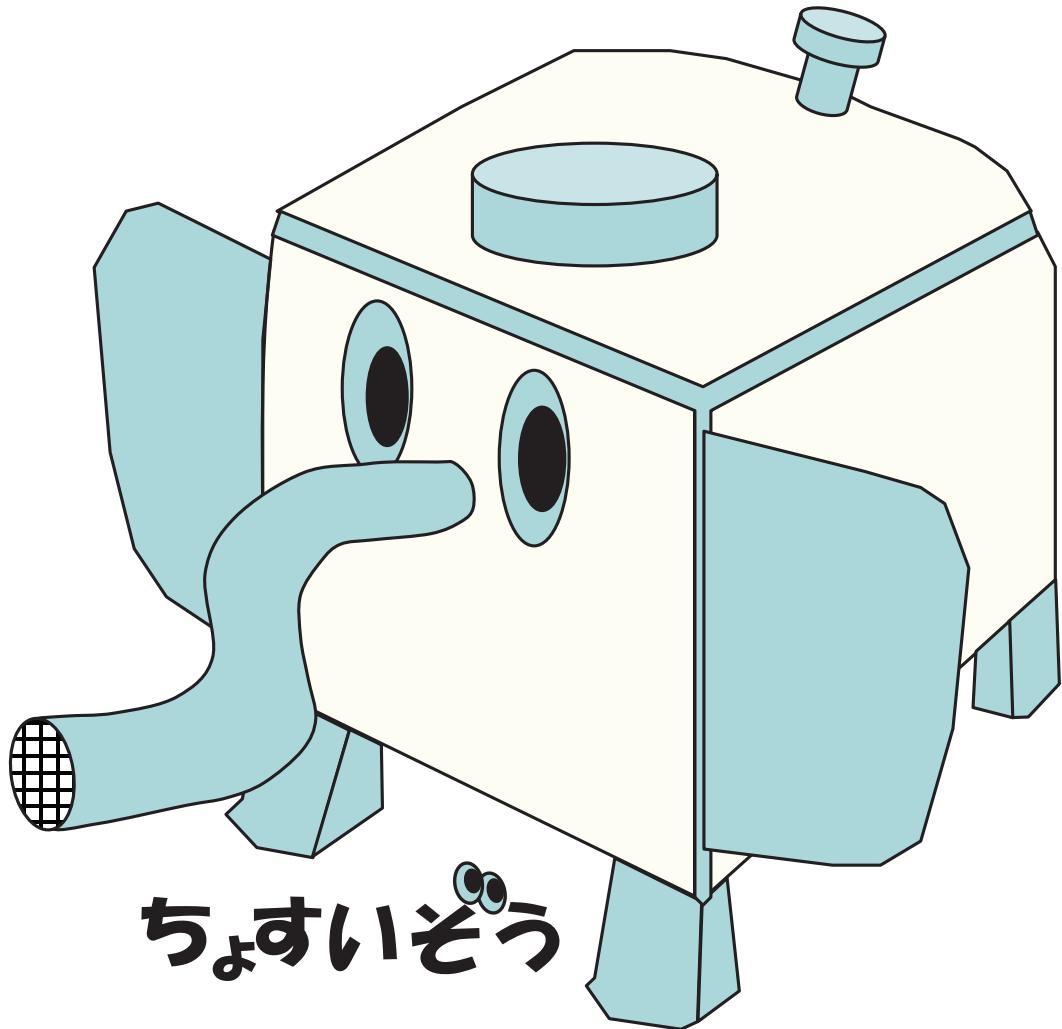


簡易専用水道の衛生管理

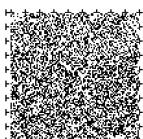
毎年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受検する義務があります。



受水槽^{※1}をもつ水道のうち、受水槽の有効容量^{※2}が10m³を超えるものは、水道法で「簡易専用水道」とよばれ、設置者が衛生的に管理することが義務付けられています。

このパンフレットは、その衛生的な管理についてまとめたものです。

世田谷区世田谷保健所



簡易専用水道とは

東京都などの水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽^{※1}にためてから給水する水道のうち、受水槽の有効容量^{※2}の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。ただし、工場に設置しているなど、全く飲み水として使用しない場合は、簡易専用水道には該当しません。

有効容量が10m³以下の受水槽は「小規模給水施設」といい、世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱で維持管理を呼びかけています（リーフレット「小規模給水施設の維持管理」をご覧ください）。

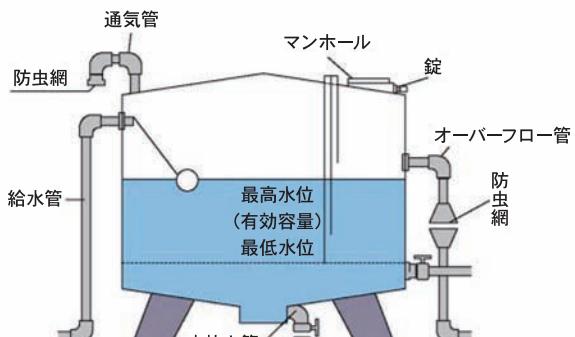
また、地下水（井戸水）や沢水などを受水槽にためて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100人を超える居住者に供給する場合又は一日最大給水量が20m³を超える場合は、水道法で「専用水道」として別の規制を受けます。

※1 受水槽

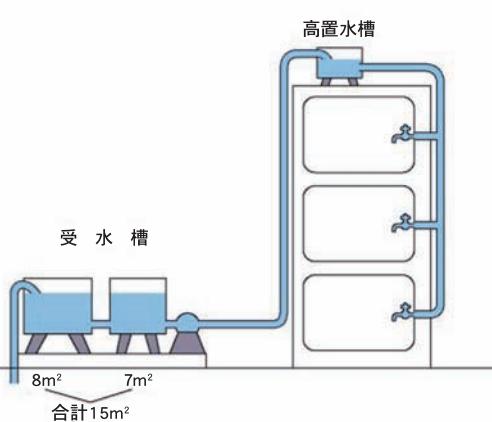
給水管（水道管）からの水道水が、最初に入るのが受水槽です。

受水槽は、昭和50年の建設省告示で、周囲と上下が容易に点検・管理できるもの（床置型受水槽）を設置することが決められています。

受水槽の構造



簡易専用水道の該当例



※2 有効容量

受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです（上図参照）。

必要な衛生管理

【水道法等で定められていること】

1 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（法定検査） (水道法第34条の2第2項)

設置者は、毎年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければいけません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

- ①水槽等の外観検査： 水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査
- ②書類検査： 設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査
- ③水質のチェック： 給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

設置者は、検査結果を保健所に報告してください（世田谷区水道法施行細則第10条）。また、検査機関から、特に衛生上問題があるため保健所に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに保健所に報告する必要があります。なお、法定検査を受けないと罰則が適用されることがあります（水道法第54条）。

検査機関については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

2 衛生的な管理（水道法施行規則第55条）

設置者は、水槽等の施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め責任の所在を明確にして、次のような点について衛生管理を行ってください。

（1）貯水槽の清掃

受水槽、高置水槽の清掃は、1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。

（2）施設の点検等

水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するためには必要な措置*を講じなければいけません。

* 「水の汚染防止の必要な措置」として、世田谷区では、次ページの内容を望ましい管理として指導しています。

望ましい管理

簡易専用水道は多くの人が利用する施設です。世田谷区は、設置者が水の安全を確保するため、水道法等で定められている管理基準のほか、次のような管理を行うよう指導しています。

1 施設の点検・整備

有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、施設の点検を月1回行いましょう。地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検しましょう。

また、点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善・整備してください。

主な点検内容は、次のとおりです。

- 水槽周囲の整理整頓
- 水槽の破損・亀裂の有無
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置
- 水槽内部の状態



2 水質検査の実施

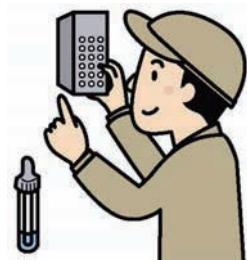
(1) 水の状態を観察（毎日）

水の安全を確認するために、透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色、にごり、におい、味をチェックしましょう。

(2) 残留塩素の測定（週1回）

専用の測定器により残留塩素の測定を行いましょう。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている場合があります。

水の状態に異常があった場合は、保健所に相談してください。

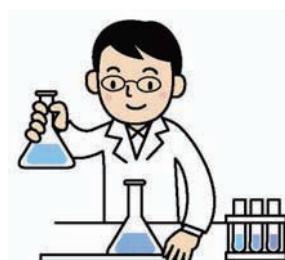


(3) 水道法水質基準についての水質検査（年1回）

年1回は水質検査を行い、安全を確認しましょう。

水質検査の項目

一般細菌、大腸菌、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、塩化物イオン、pH値、味、臭気、色度、濁度



3 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、清掃・点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存しましょう。施設の図面や過去の管理記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。

保健所への届出

次の場合は、保健所へ届出をしてください（世田谷区水道法施行細則第9条、第10条）。

- 簡易専用水道の給水を開始、変更、廃止したとき
(開始、変更、廃止の届出の様式は世田谷区のホームページからダウンロードできます。)
- 毎年1回、厚生労働大臣の登録検査機関の検査を受検したとき(法定検査の受検報告)

汚染事故等が起きたとき

水質に異常を認めたときや、給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、次のような措置をとらなければいけません（水道法施行規則第55条）。

- 水質に異常を認めたときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- 給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知する。

また、水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに保健所に連絡し、その指示に従ってください。事故の原因の除去、給水の再開等についても、保健所の指示に従ってください。



関係法令抜粋

水道法

(用語の定義)

第三条第七項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第三十四条の三 前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(改善の指示等)

第三十六条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を探るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることができ当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることができ当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(罰則)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

九 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第二条 法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

水道法施行規則

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

世田谷区水道法施行細則

(簡易専用水道給水開始等の報告)

第九条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告書(第14号様式)により区長に報告するものとする。

- 2 簡易専用水道の設置者は、前項の簡易専用水道給水開始報告書に記載した事項に変更があったとき、又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告書(第15号様式)により区長に報告するものとする。

(簡易専用水道受検等の報告)

第十条 簡易専用水道の設置者は、法第三十四条の二第二項の規定により、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、速やかに簡易専用水道受検報告書(第16号様式)により、区長に報告するものとする。

- 2 簡易専用水道の設置者は、前項の検査を受け、検査を行つた者から特に衛生上問題があるとして、区長にその旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに区長に報告するものとする。

注意 この施行規則に係る事務は世田谷区規則により区長から保健所長に委任されています。

そのため、報告書の宛先は世田谷区世田谷保健所長、提出先は世田谷区世田谷保健所生活保健課生活環境衛生となります。

災害時における貯水槽水道の活用方法について

貯水槽は災害時に断水した場合にも、貯水（水槽内部の水）を利用できる可能性があります。しかし、貯水の汚染等には十分注意しなければなりません。^{*}

以下に掲載する活用方法と注意点を、今後の参考にしてください。

なお、各器具については次項の「図1 一般的な貯水槽の例」を参照してください。

① 非常用給水栓から給水する。

貯水槽本体等に非常用給水栓を設けることで、貯水槽から直接、容易に貯水を利用することができます。水槽内を汚染させる危険性がなく、最も有用な方法です。

非常用給水栓は災害時以外の使用を防止する措置を講じると共に、災害時以外の使用を禁止する非常用給水栓である旨を掲示しておくことが望ましいです。

② 貯水槽上面のマンホールからバケツ等で貯水を汲み取る。

非常用給水栓がない場合の利用方法です。汲み取る際、槽外部の汚れや汲み取りに使用するバケツ等の汚れによる貯水の汚染と、汲み取る人の水槽内への落下には十分注意してください。

③ 貯水槽底部の水抜き管から給水する。

上記①、②が不可能な場合の利用方法です。水抜き管は、ほとんどの場合、貯水槽内の清掃時にしか使用しないため、以下の問題が発生する可能性があります。

- (1) 水抜き管の配管内が汚れており、水が汚染される。
- (2) 底部から水を抜くため、槽内の底にたまっている錆やゴミが水に混入する。
- (3) (2) の理由により、水抜き管の止水弁が錆やゴミがはさまったく場合、弁がきちんと閉められなくなり、水を止めることができなくなるため、貯水が全て流出する。

※ ①～③のいずれの方法の場合にも、以下のⒶ、Ⓑについて確認することが必要です。

- Ⓐ 使用前には貯水槽等に水が汚染を受けるような破損などがないこと。
- Ⓑ 水に色、におい、にごり、味の問題がないこと。

Ⓐ、Ⓑに問題がなく、さらに、残留塩素濃度測定器をお持ちの場合は、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上あることを確認してください。遊離残留塩素濃度が0.1mg/L未満の場合には煮沸、もしくは飲料水の消毒が可能な塩素剤を用いた消毒後に、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上あることを確認してから、飲用してください。

貯水槽の貯水を災害時に有効に活用するためには、日常の点検や貯水槽の清掃が重要となりますので、平常時から貯水槽の衛生管理に努めていただくことが大切です。

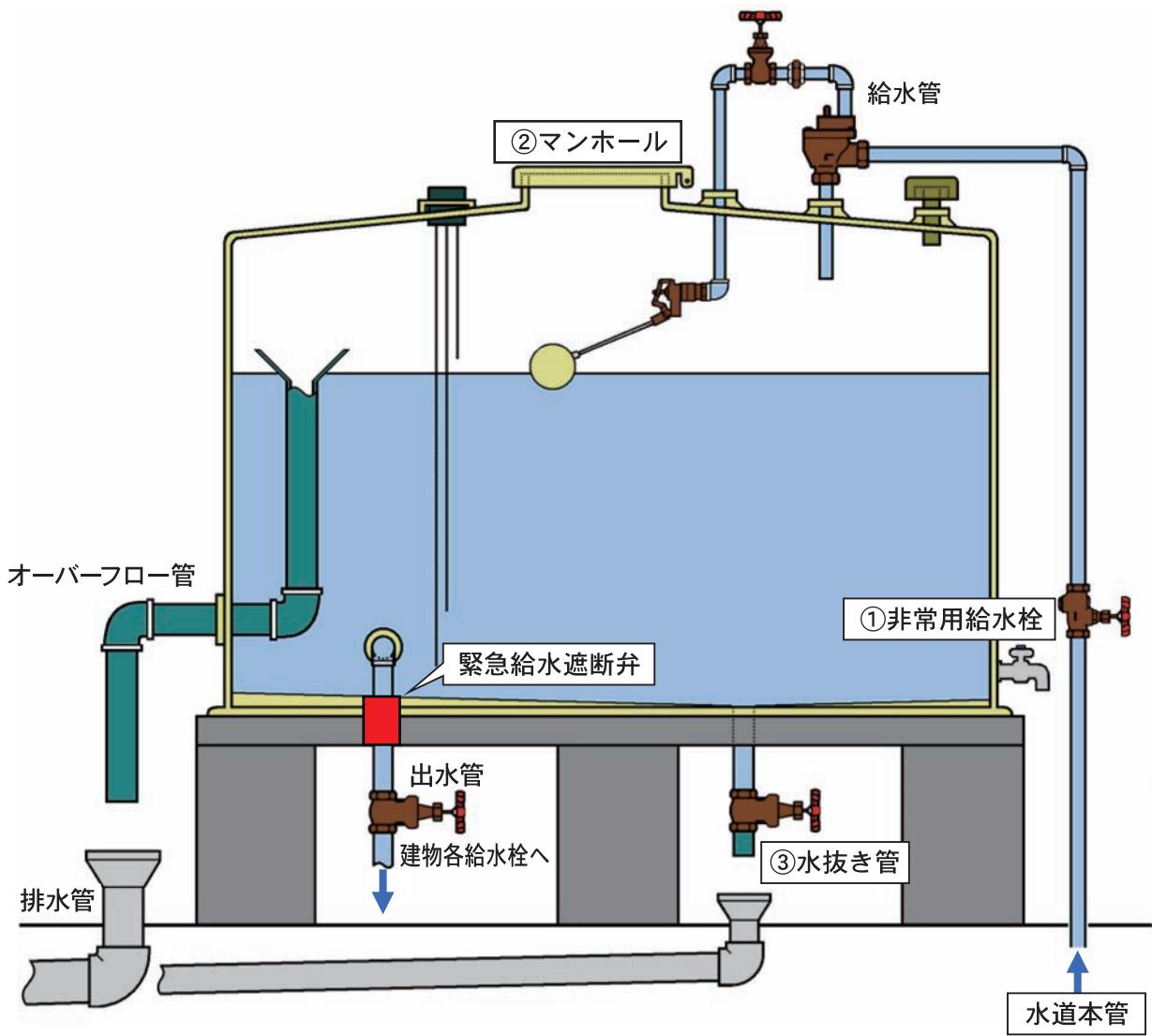


図1 一般的な貯水槽の例

※ 緊急給水遮断弁は地震の揺れを感じると、出水管を遮断し、貯水の流出を防ぎます。

貯水槽は毎月点検!

貯水槽が次の状態になっている場合は早めに修繕しましょう!!

① 受水槽周囲に植物が繁茂



[植物が与える影響]

受水槽周囲に植物が茂っていると、害虫を誘引して貯水に影響を与えたたり、定期的な点検に支障を引き起こすことがあります。

[対策]

除草を行う。

② マンホール内のパッキンの脱落や内蓋の破損



[パッキンの脱落や内蓋の破損による影響]

左上の写真ではマンホールに設置されたパッキンが劣化し、脱落しています。

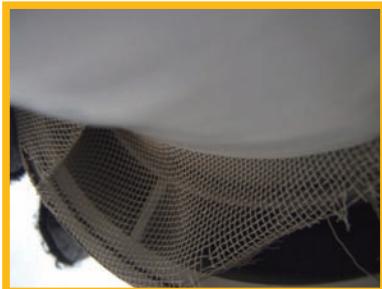
右上の写真では内蓋が破損し、亀裂があります(右上写真・赤矢印)。

いずれもマンホール内の密閉性が低下し、左下の写真のように水槽内に落ち葉、害虫、雨水等が侵入し、水質悪化の原因になります。

[対策]

新しいパッキンに交換、内蓋の補修、交換を行う。

③ 防虫網の破損



[防虫網破損による影響]

上の写真では通気管に設置された防虫網が破損しています。

通気管やオーバーフロー管の防虫網を破損したままにしておくと、下の写真のように水槽内に害虫等が侵入（下写真・赤枠内）し、水質悪化の原因になります。



[対策]

2 mm目程度の網で補修を行う。

④ 水槽上部等のパネルの破損

[水槽のパネル破損による影響]

通気管の破損等により、水槽のパネルに破損（赤枠内）が生じると、雨水や害虫等が貯水に混入し、水質悪化の原因になります。また、貯水槽の構造的強度の低下をもたらします。



[対策]

すぐにパネルの補修を行う。

⑤ 排水口空間のないオーバーフロー管



[排水口空間がないことによる影響]

オーバーフロー管が排水ホッパに入り込んで排水口空間がない場合、排水が貯水に逆流することがあります。その結果、貯水が汚染される原因になります。

[対策]

オーバーフロー管の下端を切断し、排水口空間を確保する。

簡易専用水道の衛生管理

登録番号 968号

発 行 世田谷保健所生活保健課生活環境衛生
世田谷区世田谷4-22-35

制作・編集 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
東京都新宿区西新宿2-8-1

平成28年度 東京都利用承認 28福保健環第1488号

※ このリーフレットは東京都の承認を得て世田谷区で発行しました。

問い合わせ先 世田谷区保健所生活保健課生活環境衛生
電話番号 03(5432)2905
F A X 03(5432)3054